○内閣府告示第百八十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十年内閣府告示第五百二十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十八年六月十七日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十八年七月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　大垣市

二　構造改革特別区域の名称　大垣市地域密着型福祉サービス特区

三　構造改革特別区域の範囲　大垣市の全域

○内閣府告示第百八十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十九年内閣府告示第五百三十号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十八年六月十七日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十八年七月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　伊丹市

二　構造改革特別区域の名称　いたみ支えあい福祉まちづくり特区

三　構造改革特別区域の範囲　伊丹市の全域

○内閣府告示第百九十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十九年内閣府告示第五百三十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十八年六月十七日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十八年七月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　出雲市

二　構造改革特別区域の名称　出雲市福祉のまちづくり推進特区

三　構造改革特別区域の範囲　出雲市の全域

○内閣府告示第百九十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第三百十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十八年六月十七日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十八年七月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　宇部市

二　構造改革特別区域の名称　宇部市障害児（者）支援小規模多機能サービス特区

三　構造改革特別区域の範囲　宇部市の全域

○内閣府告示第百九十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十九年内閣府告示第五百三十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十八年六月十七日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十八年七月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　萩市

二　構造改革特別区域の名称　萩市地域生活推進小規模多機能サービス特区

三　構造改革特別区域の範囲　萩市の全域

○内閣府告示第百九十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十年内閣府告示第二百七十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十八年六月十七日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十八年七月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　愛媛県南宇和郡愛南町

二　構造改革特別区域の名称　愛南町地域共生型福祉サービス特区

三　構造改革特別区域の範囲　愛媛県南宇和郡愛南町の全域

○内閣府告示第百九十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第三十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十八年六月十七日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十八年七月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　大牟田市

二　構造改革特別区域の名称　大牟田市あんしんささえ愛地域密着型まちづくり特区

三　構造改革特別区域の範囲　大牟田市の全域

○内閣府告示第百九十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第七十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十八年六月十七日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十八年七月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　久留米市

二　構造改革特別区域の名称　久留米市地域密着共生型福祉特区

三　構造改革特別区域の範囲　久留米市の全域

○内閣府告示第百九十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十年内閣府告示第二百八十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十八年六月十七日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十八年七月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　垂水市

二　構造改革特別区域の名称　垂水市障害児（者）生活支援小規模多機能サービス特区

三　構造改革特別区域の範囲　垂水市の全域

○内閣府告示第百九十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十六年内閣府告示第三十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十八年六月十七日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十八年七月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　新宮市

二　構造改革特別区域の名称　新宮市安全で安心な給食特区

三　構造改革特別区域の範囲　新宮市の区域の一部（丹鶴地域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

○内閣府告示第百九十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年六月十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年七月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　青森県南津軽郡藤崎町

二　地域再生計画の名称　町の未来を創造するみんなのチャレンジ応援プロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　青森県南津軽郡藤崎町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（五の六）

○内閣府告示第百九十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年六月十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年七月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　岩手県

二　地域再生計画の名称　希望郷いわて本社機能移転・拡充促進プロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　岩手県の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例（五の五⑦）

○内閣府告示第二百号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年六月十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年七月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三